

第 22 期第 10 回石狩後志海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 4 年 11 月 16 日（水） 13 時 30 分から 14 時 30 分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町 238 番地
道総研中央水産試験場 3 階 大会議室
- 3 出席委員 濱野勝男 佐藤一義 池守力 丹野雅彦
小西正之 松尾英二 川内谷藤一 野崎泰生
上山稔彦 太田誠 鎌田英暢 佐藤昌紀
中村貞夫
- 4 欠席委員 伊藤保夫 池田幸雄
- 5 臨席者 石狩振興局産業振興部水産課 課長 蛭谷勝浩
石狩振興局産業振興部水産課 専門主任 吉田明弘
石狩振興局産業振興部水産課 技師 廣瀬萌花
後志総合振興局産業振興部水産課 課長 岩田直樹
後志総合振興局産業振興部水産課 主事 石崎彪雅
- 6 事務局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 林恒之
石狩後志海区漁業調整委員会 主事 佐藤和
- 7 議案事項 議案第 1 号 第 8 次海面共同漁業権漁場計画（草案）について
第 15 次海面区画漁業権漁場計画（草案）について
議案第 2 号 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）
- 8 報告事項 (1) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- 9 その他

【議事の概要】

林事務局長	ただいまから、第 22 期第 10 回石狩後志海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたりまして、濱野会長よりご挨拶申し上げます。
濱野会長	みなさまご苦労様でございます。今期第 10 回目石狩後志海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、大変お忙しい中、またコロナ下により大変厳しい移動制限の中、ご出席まことにありがとうございます。また、石狩振興局蛭谷水産課長様、後志総合振興局岩田水産課長様、両振興局の担当者様、公務、ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。よろしく願いいたします。 さて今年の秋さけ漁ですが、全道で前年対比 165%、また管内において 8357 トンの漁獲で推移しています。河川の遡上についても 1138 トンで計

画を大きく上回っており、各河川の遡上も非常に多い水揚げとなりました。千歳川だけでも53万4千尾が遡上しておりかつてない程の来遊となっております。

さて、本日、ご審議いただく議案は「第8次海面共同漁業権及び第15次海面区画漁業権漁場計画の草案協議」北海道知事から諮問のありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」の2件となっております。また、報告事項が1件となっております。

「第8次海面共同漁業権及び第15次海面区画漁業権漁場計画の草案協議」については先程切替小委員会で承認されました。改めて皆様の意見をいただきながら進めていきたいと思っております。また、報告事項として「くろまぐろに関する令和4年管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」となっております。

最後になりますが、委員の皆様には、充分なご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単な挨拶でございますが、開催のご挨拶とさせていただきます。

林 事 務 局 長

続いて、本日ご臨席の来賓の方々をご紹介します。石狩振興局の蛭谷水産課長です。後志総合振興局の岩田水産課長です。この後は、濱野会長に会議を進行していただきます。

濱 野 会 長

それでは、初めに出席委員報告をいたします。本日は、池田委員、伊藤委員が所用により欠席しています。したがって、委員総数15名中、出席は13名であり過半数に達しておりますので、本日の委員会は成立しております。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条の規定により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、鎌田委員と中村委員にお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第1号については、先ほど小委員会を開催しましたので、説明の後に委員長報告をしますので一括上程します。事務局より説明願います。

林 事 務 局 長

説明に入る前に資料の確認をさせていただきます。資料1 漁業権切替方針及び運用、資料2 漁場計画策定要領は、今回の切替におきまして、道から示されたものです。資料3につきましては、道の方針・要領等を基に整理しました石狩、後志両振興局における漁場計画の策定の考え方となっております。資料4につきましては、「後志総合振興局」「石狩振興局」の共同漁業権・区画漁業権の草案となっております。資料5は当海区委員会の今後の想定スケジュールとなっております。それでは、各資料に基づき説明させていただきます。

「資料1」をご覧ください。北海道が定めております漁業権切替方針について、簡単に説明します。漁業権切替の基本的な考え方についてですが、漁業法の趣旨とする「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立」をめざし、北海道水産業・漁村振興条例の基本理念である「水産資源の適切な管理及び秩序ある利用」、「栽培漁業の推進」及び「安定的な漁業経営の育成」

という観点により、漁業権の見直しを行う。としております。

共同漁業におきましては、適切な漁場区域の設定に努めるとともに、漁業権を管理する漁業協同組合が主体的に漁業者を指導し、適切な資源管理と漁場利用の高度化を推進する。また、栽培漁業対象種を採捕する漁業では、地域にあった適切な管理と利用を推進するほか、資源が減少している魚種を採捕する漁業では、資源の適切な管理に努め持続的な利用を図る。となつてございます。

定置漁業におきましては、主要魚種である秋サケ資源が増殖事業によって支えられていることから、再生産親魚の十分な確保による民間増殖事業の継続により、地場資源の回復・安定を図るため、適切な漁場区域の設定に努め、秋サケ資源の回復・安定に努める。また、定置漁業が地域での基幹漁業として重要であることを踏まえ、経営の安定化に向けて、漁場の整理統合等を進め、秋サケ資源量に見合った生産体制の確立を図る。となつてございます。

区画漁業にあつては、海面のより一層の有効利用による漁業生産力の発展を図るため、北海道栽培漁業基本計画及び日本海漁業振興基本方針に基づく養殖業の取り組みやその他地域の取り組みを活かした新たな漁場の設定を積極的に検討し、養殖業の拡大を推進する。ほたてがい養殖業については、環境保全の観点などから、漁場の区域や施設規模を設定する。各地区においては、漁業協同組合等を中心に地先漁業の実態を踏まえて、漁業権漁業及び許可漁業等との総合調整の中で検討を進める。となつてございます。

以降、各漁業権ごとに、具体的な計画策定の考え方が整理されておりますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

次に、資料2の漁場計画策定要領ですが、方針及び運用に基づき、漁場計画策定の進め方が定められており、切替小委員会の設置や草案、素案など各計画策定の手続き、考え方が示されております。詳細につきましては、後ほどお目通し願いたいと思います。

次に、資料3、漁業権切替に係る両振興局の考え方を整理したものです。本資料の作成の考え方につきましては、道の方針に対して、特に、当海区として関連がある事項について、簡単に整理しております。まず、共同漁業権ですが、基本的な考え方は、道の方針に基づき策定することとしております。策定にあたっての考え方は、地場資源の適切な管理と漁場の円滑な利用を図るため、組合管理型漁業権として適切な漁場区域を設定することとしております。また、行使実績のない漁業については、漁業協同組合の考え方を聞きながら、その必要性等について検討。することとしています。留意すべき事項の(1)第一種共同漁業の(ア)関係地区については、過去の経緯等を考慮し、単有、共有とも基本的に現行の範囲で設定。(イ)漁場の区域については、現行の区域において、適正な管理が行われていることから、現行の範囲とする。(2)第二種及び第三種共同漁業の(ア)関係地区及び(イ)漁場の区域については、第一種と同じく、現行の範囲とする。(ウ)漁業の名称については、地元の漁業実態を考慮しながら、道の方針等に基づき措置。(エ)漁業の時期については、漁業の実態等を考慮し、必要最小限で設定。

することとしております。(3)その他として、シロサケ、カニ類及び特定水産動植物の混獲規制は、免許の条件により措置。4 特定水産資源を採捕する漁業権漁業の取り扱いについては、許可漁業への移行や協定の締結による適切な資源利用を基本として漁場計画を策定。5. 底建網漁業の取り扱いについては、漁具規模及び敷設方法は、免許の制限又は条件として措置することとしております。

次に、区画漁業権ですが、基本的な考え方は、道の方針に基づき策定することとしております。策定にあたっての考え方は、新たな魚種や養殖技術の開発・導入、漁港区域を含めた未利用漁場や遊休施設の積極的な活用、意欲ある漁業者による養殖事業等の取り組みを促進するなどして、海面の有効利用を図る。また、行使実績のない漁業や事業計画が明らかでないもの等については、漁業協同組合の考え方を聞きながら、漁場の廃止、縮小等を検討することとしています。留意すべき事項の(1)免許対象は、漁業協同組合を基本(2)漁場の位置及び区域は、他種漁業や漁港などの利用の調整を十分に考慮し、当該漁業の内容に応じた適正かつ必要最小限の範囲。(3)関係地区は、漁場の位置、規模等と併せて適正に措置(4)漁業の名称は、地元の漁業実態を考慮しながら、道の方針等に基づき措置(5)漁業時期は、漁業の実態等を考慮し、必要最小限の期間で設定することとしております。4. 免許の対象は、既存の区画漁業権の行使実態を基本としながら、意欲ある漁業者による養殖事業等の取り組みを促進、6. 人工的に造成された増養殖漁場の取扱いは、当該漁場の利用計画に即した効果的な漁場利用と適切な管理が図られるよう、積極的に漁場計画に反映させることとしております。

つづきまして、資料4をご覧ください。1ページから10ページまで、海面共同・区画漁業権漁場計画(草案)の後志総合振興局分、石狩振興局分を添付しております。資料の説明に入ります。1番から、免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容、制限条件を整理してございます。それぞれ、漁場番号、漁協ごとに設定する漁業種類を整理しており、凡例として、○は継続設定、◎は新規、×は廃止となっております。1ページと2ページが後志総合振興局管内、3ページと4ページが石狩振興局管内ですが、第一種、第二種ともに従前どおりの内容で、特に変更等ありません。また、制限又は条件につきましては、現行内容で整理しておりますが、今後、行使規則の検討の中で整理することとなります。5ページは、漁場の位置、関係地区を記載しております。続きまして、6ページと7ページ、区画漁業権漁場計画ですが、8ページをご覧ください。新旧対照表で整理してございます。東しやこたん漁協で設定しておりました、美海区第1号のこんぶ養殖及び古海区第1号のほたてがい・うに・こんぶ養殖につきましては、行使実績がなく、今後の行使計画もないとのことから廃止となっております。次に、岩内郡漁協の岩海区第1号、古宇郡漁協の神海区第1号、石狩湾漁協の石海区第4号について、現在、養殖試験で実施しております、かき養殖について、新規設定となっており、現行の区画漁業権に漁業種類を追加する内容となっております。

す。9から10ページは、共同及び区画漁業権の漁場概略図ということになっており、東しゃこたん漁協の区画漁業権の廃止のみの変更となっております。

なお、本草案につきましては、先に各漁協から関係振興局に提出ありました営漁計画書等を基にとりまとめております。今回、余市郡漁協及び東しゃこたん漁協から石後海共第2号共有海域におけるニシン刺し網漁業の新規要望がございましたが、振興局として、関係漁協等による十分な調整が必要との判断から、本草案には掲載しておりません。本件の取扱いにつきましては、今後の関係漁協等の協議経過を踏まえながら検討することとなりますので、この旨ご理解いただきたいと思っております。

つづきまして、資料5をご覧ください。海区委員会の想定スケジュールとなっております。オレンジ色が共同・区画漁業権、青色が定置漁業権のスケジュールとなっております。直近のスケジュールとしては、12月上旬に定置漁業権の草案、1月下旬に共同・区画漁業権の素案、2月下旬に定置漁業権の素案のための委員会をそれぞれ予定しておりますので、御了知願います。

説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長

次に、先ほど開催した漁業権切替小委員会の結果について、佐藤委員長より委員長報告をいたします。佐藤さん、よろしくお願いたします。

佐藤委員

先程、切替小委員会を開催いたしました。海面共同漁業権及び海面区画漁業権の草案について、小委員会といたしましては、概ね問題なしという意見でございました。これで報告とさせていただきます。

濱野会長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

なければ、議案第1号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、そのように決定します。

次に、議案第2号を上程します。事務局より説明願います。

林事務局長

「議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」ご説明申し上げます。資料6をご覧ください。資料6は北海道知事からの諮問文となります。諮問の主旨や内容についてですが、改正漁業法が、令和2年12月1日に施行され、それ以降に更新となる知事許可漁業は、「制限措置の内容」、「申請期間」、「許可の基準」を定める必要があるため、当委員会に諮問があったものです。漁業許可の更新の際、新規の許可として制限措置などを公示し、申請者を募集する流れとなりますが、申請期間を原則1ヶ月以上設ける必要があると、北海道漁業調整規則で定めています。

また、許可事務の処理期間として約1ヶ月を考慮すると、更新の日の約2ヶ月前までに、公示しなければならないため、これらに該当し、更新となる漁業許可について諮問があり、今回審議するものです。

資料7をご覧ください。対象となる漁業種類の一覧となりますが、本庁処分3種類です。4ページから7ページは公示案となります。制限措置の設定の基本的な考え方は、対象資源の状態や漁業調整、資源利用の観点から、原則、現行の操業区域、漁業時期、操業区域ごとで許可されている船舶の数をもって制限措置とする考えになります。このため、特に(2)操業区域、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数にあつては、更新前の許可区域、許可隻数をもって制限措置としています。申請すべき期間については、公示日から1ヶ月を下らないよう設定しており、備考には、大臣許可で行う公示方法を参考に、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等に際して付す予定の、従前の「許可の制限条件」に相当する「許可等の条件」を記載した公示内容としています。なお、操業区域や船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、許可等の条件などの内容は、「制限措置等の取扱い」において詳細を定めることとなり、原則、現状の許可実態を踏まえた内容で整理しており、現在許可を受けている者は、従前どおりの操業が行えるよう定めております。

資料8をご覧ください。「許可等の基準」ですが、これは、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経ても、なお、公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくのかの基準となるもので、この基準も公平でなければならないとされています。この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに調整規則で規定されています。基準は漁業ごとで設定できますが、現在のところ全ての漁業で共通した内容としております。

次に内容についてですが、第1～5位に区分され、申請区分として操業実績者と新規者に区分され、まず、操業実績者が優先されます。第1位は操業実績があり誠実に営んだ実績がある者で、第2位は操業実績を有するが、過去に漁業等に関する法令違反がある者になります。第3位は許可を有するが操業実績がない者で、第4位は第3位の者で過去に漁業等に関する法令違反がある者になります。第5位は現に有効な当該漁業の許可等を有しない者。すなわち本当の意味での新規者となります。ここでは、申請者の漁業経験、住所要件を勘案した配点方式により許可者を決定しますが、合計点数が同じであればくじ引きにより決定することとなります。

道は、許可受有者の安定的・継続的な経営が最も重要と考えており、第一に許可受有者を優先的に許可し、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可していく考えです。

説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

濱野会長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、議案第2号について、内容適当と認めてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
濱野会長	異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に報告事項について、事務局より説明願います。
林事務局長	<p>それでは、報告事項第1「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を説明します。</p> <p>資料9をご覧ください。「くろまぐろ」の数量管理においては、海域別の配分を速やかに行うため、TAC数量管理委員会を経て行われる知事管理漁獲可能量の変更は、海区漁業調整委員会への報告するものとされております。今回は、10月12日付けで大型魚から小型魚への配分変更に係る報告です。10月12日付けの変更により、北海道の知事管理漁獲可能量は、小型魚は、78.4トン、大型魚は、344.5トン配分されています。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱野会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。
池守委員	これだけしか増えなかったのか？
林事務局長	増えたというか、大型と小型の入れ替えなので、総枠は変わりません。
池守委員	少し獲らせればいいのにな。
濱野会長	他に意見はありませんか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	なければ、これで委員会を閉じさせていただきます。本日は、ありがとうございました。
林事務局長	以上で、第10回の委員会を終了いたします。